

○美濃加茂市クリーンパートナー制度実施要綱

平成21年3月31日

訓令甲第18号

(目的)

第1条 この要綱は、道路、公園、河川等の公共施設（以下「公共施設等」という。）のボランティア等による美化活動を支援するため、美濃加茂市クリーンパートナー制度（以下「制度」という。）を推進し、もって環境美化に対する市民意識の高揚と市民との協働によるまちづくりを促進することを目的とする。

(定義)

第2条 制度とは、市民と市がお互いの役割を定め、公共施設等の美化及び清掃を行うものをいう。

2 クリーンパートナーとは、市長と合意をしたうえで区域を定めて公共施設等の美化活動を行う者をいう。

3 美化活動とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 空き缶、吸殻等の収集
- (2) 除草
- (3) 不法投棄等の情報提供
- (4) その他環境美化に必要と認める活動

(届出)

第3条 クリーンパートナーとなろうとする者は、クリーンパートナー届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。

2 クリーンパートナーを辞退するときは、クリーンパートナー辞退届（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(合意書)

第4条 市長は、届出書の内容が適切と認めたときは、クリーンパートナー合意書（様式第3号。以下「合意書」という。）をクリーンパートナーと取り交わすものとする。

2 市長は、市の管理以外の公共施設等の美化活動が含まれる届出書を受理したときは、当該公共施設等の管理者と協議し、あらかじめ当該管理

者の承諾を得なければならない。

(報告書の提出)

第5条 クリーンパートナーは、合意書を取り交わしたときは、年間活動報告書(様式第4号)を適時市長に提出しなければならない。

(廃棄物の搬出)

第6条 クリーンパートナーが第2条第3項第1号の空き缶、吸殻等及び同項第2号の除草した草の搬出をするときは、あらかじめ市長と協議をし、その指定された方法によらなければならない。ただし、市長がその他の方法による搬出を認める場合は、この限りでない。

(市の役割)

第7条 クリーンパートナーの美化活動に対する市長の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 美化活動に必要な物品、用具等の調達
- (2) 第2条第3項第1号の空き缶、吸殻等及び同項第2号の除草した草の収集
- (3) クリーンパートナーに対するボランティア保険の加入
- (4) 表示板の設置
- (5) その他環境美化に必要と認めるもの

(庶務)

第8条 制度の庶務は、建設水道部土木課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）



年 月 日

美濃加茂市長 あて

クリーンパートナー届出書

次のとおりクリーンパートナーとして活動したいので、美濃加茂市クリーンパートナー制度実施要綱第3条第1項の規定により届け出ます。

1 活動区域（活動する区域の略図又は住宅地図を添付）

2 活動者

(1) 団体の名称及び構成人数

(2) 代表者の氏名

④

(3) 代表者の住所又は団体の所在地

(4) 連絡先：連絡担当者氏名

電話番号（ ） -

(5) 活動者の氏名及び住所

3 活動内容

(1) 活動開始日 年 月 日

(2) 活動内容 空き缶や吸殻等のゴミの収集

除草

不法投棄等の情報の提供

その他（ ）

(3) 活動回数 ほとんど毎日 1週間に 回程度

1箇月に 回程度 1年間に 回程度

4 表示板の設置 希望する 希望しない

様式第2号（第3条関係）



年 月 日

美濃加茂市長あて

団体の名称

代表者の氏名

①

団体の住所又は代表者の住所

ク リ ー ン パ ー ト ナ ー 辞 退 届

年 月 日付けで合意書を取り交わしたクリーンパートナーを辞退したいので、美濃加茂市クリーンパートナー制度実施要綱第3条第2項の規定により届け出ます。

1 活動区域

2 活動内容

空き缶や吸殻等のゴミの収集

除草

不法投棄等の情報の提供

その他（ ）

3 活動終了年月日

年 月 日

グリーンパートナー合意書

（以下「甲」という。）と美濃加茂市（以下「乙」という。）とは、美濃加茂市グリーンパートナー制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、下記事項について合意したことを証するため本書2通を作成し、各自1通を保有する。

1 活動区域

2 活動者の役割

- (1) 活動内容 空き缶や吸殻等のゴミの収集
 除草
 不法投棄等の情報の提供
 その他（ ）
- (2) 活動回数 ほとんど毎日 1週間に 回程度
 1箇月に 回程度 1年間に 回程度

3 市の役割

- (1) クリーンパートナーの活動内容に必要な物品、用具等の支給又は貸与
(2) ごみ等の回収、草等の収集
(3) 表示板の設置（希望する場合）
(4) ボランティア活動保険の加入
(5) その他環境美化活動に必要な事項

4 その他の事項

- (1) 甲は、毎年度末までの年間活動報告書（様式第4号）を乙に提出する。
(2) 前号に定めるもののほか、活動に必要な事項は、別途協議する。

年 月 日

甲 住所
氏名

印

乙 美濃加茂市太田町3431-1
美濃加茂市長

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第5条関係）